



被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第17号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(18)の項中「、システム設計科及び木材工芸科」を「及びシステム設計科」に、「、木工科及び木材工芸科」を「及び木

工科」に改め、同1の(22)の項中「農事試験場」を「農業試験場」に改め、同1の(40)の項中「農業総合試験場」を「農業試験場」に、「畜産試験場及び中信農業試験場」を「及び畜産試験場」に改め、同表の2の(15)の項中「、青年の家、少年自然の家」を削り、同2の(17)の項中「青年の家、少年自然の家又は」を削る。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表の1の(22)の項の改正規定及び同1の(40)の項の改正規定は、公布の日から施行する。

職員課

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第18号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

目次中「第52条」を「第51条の9」に改める。

第5条第2号中「附則第12条の2の4第3項」を「附則第12条の2の7第3項」に改める。

第14条第3項及び第17条中「附則第12条の2の4第4項」を「附則第12条の2の7第4項」に改める。

第47条の2中「第53条第48項又は第49項」を「第53条第52項又は第53項」に改め、同条を第47条の3とし、第47条の次に次の1条を加える。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の還付の請求)

第47条の2 法第53条第43項に規定する請求書は、仮装経理法人税割額還付請求書(様式第64号の2)によるものとする。

第2章第2節中第52条の前に次の1条を加える。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の還付の請求)

第51条の9 法第72条の24の10第6項に規定する請求書は、仮装経理事業税額還付請求書(様式第64号の2)によるものとする。

第66条の5中「第70条の4第22項」を「第70条の4第26項」に改める。

第83条の19中「附則第12条の2の4第4項」を「附則第12条の2の7第4項」に、「第144条の47第4項」を「第144条の47第5項」に改める。

第83条の20第1項中「附則第12条の2の4第4項」を「附則第12条の2の7第4項」に改める。

別表第3の1中 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級 2級 3級 1級 2級 3級」を

「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級 2級 3級 1級 2級 3級 肝臓機能障害 1級 2級 3級 1級 2級 3級」に改め、同表の2中

「小腸の機能障害 特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 特別項症 第1項症 第2項症 第3項症」を

「

小腸の機能障害	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
肝臓機能障害	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症

に改める。

」

様式第24号中「法附則第12条の2の4第4項」を「地方税法附則第12条の2の7第4項」に改める。

様式第64号の次に次の様式を加える。

(様式第64号の2)(第47条の2、第51条の9関係)

仮装経理法人税割額
仮装経理事業税額 還付請求書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

請求者 主たる事務所又は
事業所の所在地
法人名
代表者住(居)所
代表者氏名
(電話番号)

印)

地方税法 第53条第42項 第72条の24の10第4項の規定により、下記のとおり 仮装経理法人税割額 仮装経理事業税額 の還付を
請求します。

記

仮装経理に基づく過大申告をした 事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	確定申告書提出年月日	年 月 日
仮装経理に基づく過大申告の更 正の日	年 月 日	控除開始事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
還付請求事由の生じた日	年 月 日		

還付請求事由	1 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始決定
	2 民事再生法の規定による再生手続開始決定
	3 民事再生法の規定による再生計画認可決定があつたことに準ずる事実
	4 法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等

還付請求額	区 分	法人県民税 (法人税割)	法人事業税
	仮装経理に基づく過大申告の 更正による税額 ①	円	円
	①のうち既に控除された額 ②	円	円
	還付請求額 ①-②	円	円
	還付請求額の合計	円	

還付を受けようと する金融機関	金融機関名		支店名	
	預金種別		口座番号	

様式第114号の2中「附則第12条の2の4第4項」を「地方税法附則第12条の2の7第4項」に改める。

様式第114号の5及び様式第114号の6中「附則第12条の2の4第2項」を「附則第12条の2の7第2項」に改める。

様式118号中「継続検査用」を「継続検査・構造等変更検査用」に、「の滞納」を「に係る徴収金の滞納」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第47条の2の改正規定、同条を第47条の3とし、第47条の次に1条を加える改正規定、第2章第2節中第52条の前に1条を加える改正規定、第66条の5の改正規定、第83条の19の改正規定（「第144条の47第4項」を「第144の47第5項」に改める部分に限る。）及び様式第64号の次に様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車取得税及び自動車税の減免に関する規定の適用)

2 この規則による改正後の長野県県税に関する規則別表第3の規定は、平成22年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税及び平成22年度以後の自動車税について適用する。

(用紙の使用に関する経過措置)

3 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税務課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第19号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中

「	イ 恒温槽を用いるもの	「	2,000	」
を				
「	イ 恒温槽を用いるもの	「	2,000	」
	(11) 接合試験	「	5,400	」
に、				
「	ウ 断面観察試料			
	(7) ガラス等の高硬度材の研磨による場合			
	a 倍率3万倍未満	1 測定箇所	11,000	
	b 倍率3万倍以上	「	15,000	
	(4) (7)以外の場合			
	a 倍率3万倍未満	「	7,000	
	b 倍率3万倍以上	「	10,000	
	(3) 高温偏光顕微鏡によるもの	1 件	5,400	
を				
「	(3) 高温偏光顕微鏡によるもの	「	5,400	」
に、				
「	(7) デジタル顕微鏡によるもの	「	1,200	」
を				

(7) デジタル顕微鏡によるもの	「	1,200	」
(8) 極低加速電圧走査型電子顕微鏡によるもの			
ア 二次電子像又は反射電子像観察による場合			
(7) 加速電圧が0.5キロボルト以下のもの			
a 倍率3万倍未満	「	7,100	」
b 倍率3万倍以上10万倍未満	「	14,000	」
c 倍率10万倍以上	「	28,000	」
(4) 加速電圧が0.5キロボルトを超え3キロボルト以下のもの			
a 倍率3万倍未満	「	5,400	」
b 倍率3万倍以上10万倍未満	「	10,000	」
c 倍率10万倍以上	「	21,000	」
(ウ) 加速電圧が3キロボルトを超えるもの			
a 倍率3万倍未満	「	3,600	」
b 倍率3万倍以上10万倍未満	「	7,100	」
c 倍率10万倍以上	「	14,000	」
イ 走査透過電子像観察による場合	「	16,000	」
ウ エネルギー分散型エックス線分析による場合			
(7) 定性分析			
a 加速電圧が10キロボルト未満のもの	「	15,000	」
b 加速電圧が10キロボルト以上のもの	「	10,000	」
(4) 線分析			
a 加速電圧が10キロボルト未満のもの	1 件（5元素までごとに1件とする。）	10,000	
b 加速電圧が10キロボルト以上のもの	「	8,200	」

(ウ) 面分析		
a 加速電圧が10キロボルト未満のもの	〃	15,000
b 加速電圧が10キロボルト以上のもの	〃	10,000
エ 電子線後方散乱パターン分析による場合		
(7) 測定点10万点未満	1 件	46,000
(4) 測定点10万点以上	〃	87,000
(ウ) データ解析	1件(1解析項目ごとに1件とする。)	4,300

に、

1 測定箇所	8,100	
〃	4,400	
1件(測定点50点までごとに1件とする。)	6,500	を
1件(入力点50点までごとに1件とする。)	6,900	

1件(測定点1,000点までごとに1件とする。)	8,100	
〃	3,900	
1件(測定点50点までごとに1件とする。)	6,400	に、
1件(入力点50点までごとに1件とする。)	8,000	

(7) ねじ測定試験		
------------	--	--

を

エ パターン投影式三次元測定機によるもの		
(7) 点群	〃	6,200
(4) 長さ、位置又は角度		
a コンピュータエイディッドデザインデータを要する場合	〃	4,100
b a以外の場合	〃	1,800
(ウ) 形状照合	〃	5,400
(7) ねじ測定試験		

に、

エ 分光反射・透過率測定	〃	2,500
--------------	---	-------

を

エ 分光反射・透過率測定		
(7) 自記分光光度計によるもの	〃	2,500
(イ) 顕微分光光度計によるもの	〃	5,000
オ マッピング測定	〃	8,100

に、

ク その他の試験	1 件	1,800円以上12,000円以下の範囲内で知事が定める額
----------	-----	-------------------------------

を

ク 燃料電池評価試験	1 件	18,000
ケ その他の試験	〃	1,800円以上12,000円以下の範囲内で知事が定める額

に、「31,000」を「44,000」に、「20,000」を「25,000」に、「13,000」(動作条件を変更して行う場合にあっては、変更後について8,800)を「15,000」(動作条件を変更して行う場合にあっては、変更後について11,000)に、「1 件 | 17,000 |」を「1 件 | 21,000 |」に、「 | 38,000 |」を「 | 24,000 |」に、

キ 電源変動イミュニティ試験	〃	5,900
----------------	---	-------

を

キ 電源変動イミュニティ試験	〃	5,900
ク 車載用インパルス試験	〃	6,100

に改め、同表の食品の項中

900	を	900	に、
1,500		1,800	

食品	2 酵素試験		を
	3 微生物試験		

食品	2 酵素試験		に、
	3 微生物試験		

(4) その他の試験	〃	12,000円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額
------------	---	--------------------------------

を

「	(4) におい成分分析試験	1件1成分	30,100 (成分の数が2以上である場合にあっては、30,100円に1を超える成分の数に3,100円を乗じて得た額を加えた額)	」	「		トルまでごとに1件とする。)		」	
	(5) 飛行時間型質量分析試験	1件	23,000				b 帯電中和機能を使用しない場合	45,000		
	(6) その他の試験	”	12,000円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額			ク 走査型原子間力顕微鏡によるもの	1件	25,000		
に、同表の化学等の項中					に、	「	チ アからタまで以外の機器によるもの	”	3,500	」
を	「	(7) 赤外顕微鏡を用いるもの	1件	20,000	」	を	「	チ レーザーラマン分光光度計によるもの		
		a 赤外吸収スペクトル測定	1件	20,000				(7) ラマンスペクトル測定	”	15,000
		b イメージング測定	”	30,000				(イ) マッピング測定	”	30,000
に、	「	(7) 点分析による場合	1件	39,000	」	に、	「	ツ アからチまで以外の機器によるもの	”	3,500
		(4) 線分析による場合	”	45,000						
		(ウ) 面分析による場合	”	52,000						
を	「	(イ) 深さ方向分析による場合	”	64,000	」	を	「			
		ク 走査型原子間力顕微鏡によるもの	”	25,000						
		(7) 点分析による場合								
		a 帯電中和機能を使用する場合	1件	29,200						
		b 帯電中和機能を使用しない場合	”	25,000						
		(イ) 線分析による場合								
		a 帯電中和機能を使用する場合	”	33,200						
		b 帯電中和機能を使用しない場合	”	29,000						
		(ウ) 面分析による場合								
		a 帯電中和機能を使用する場合	”	37,200						
b 帯電中和機能を使用しない場合	”	33,000								
(イ) 深さ方向分析による場合										
a 帯電中和機能を使用する場合	1件(分析深さ0.2マイクロメー	49,200								

に改め、同表の備考の2を削り、同備考の3を同備考の2とし、同2の次に次のように加える。

3 機械金属の項の2の(8)のウの(7)の分析における同一試料について1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同(7)のaにあっては7,100円、同(7)のbにあっては5,400円とする。

別表の備考の9を同備考の11とし、同備考の8を同備考の10とし、同備考の7中「にあっては6,500円」を「のaにあっては10,900円、同(7)のbにあっては6,700円」に、「にあっては8,600円」を「のaにあっては14,200円、同(イ)のbにあっては10,000円」に、「にあっては13,000円」を「のaにあっては18,200円、同(ウ)のbにあっては14,000円」に、「にあっては38,000円」を「のaにあっては28,200円、同(イ)のbにあっては24,000円」に改め、同7を同備考の9とし、同備考の6を同備考の8とし、同備考の5を同備考の7とし、同7の前に次のように加える。

6 機械金属の項の5の(6)のエ(ウ)を除く。)の分析における同一条件で測定可能な1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同エの(7)にあっては2,200円、同エの(イ)のa及びbにあっては900円とする。

別表の備考の4を同備考の5とし、同備考の3の次に次のように加える。

4 機械金属の項の2の(8)のウの(イ)及び(ウ)の分析における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同(イ)のaにあっては6,400円、同(イ)のbにあっては4,300円、同(ウ)のaにあっては10,000円、同(ウ)のbにあっては7,100円とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第20号

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等の管理に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「小宮団地」を「小宮団地 三溝団地 北原団地」に、「大町第1団地 大町第2団地」を「大町第2団地」に、

木下第2団地	上伊那郡箕輪町	を
陣馬団地	上伊那郡飯島町	

木下第2団地	上伊那郡箕輪町	に、
--------	---------	----

黒川渡団地 福島団地	を	黒川渡団地	に、
------------	---	-------	----

三溝団地 北原団地	東筑摩郡波田町	を
高瀬団地 吾妻町団地	北安曇郡池田町	

高瀬団地 吾妻町団地	北安曇郡池田町	に改め、同表
------------	---------	--------

塩尻N1団地	塩尻市	を
中込団地	上伊那郡南箕輪村	

中込団地	上伊那郡南箕輪村	に改める。
------	----------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の改正規定中「小宮団地」を「小宮団地 三溝団地 北原団地」に改める部分及び

三溝団地 北原団地	東筑摩郡波田町	を
高瀬団地 吾妻町団地	北安曇郡池田町	

高瀬団地 吾妻町団地	北安曇郡池田町	に改める部分
------------	---------	--------

は平成22年3月31日から、

木下第2団地	上伊那郡箕輪町	を
陣馬団地	上伊那郡飯島町	

木下第2団地	上伊那郡箕輪町	に改める部分
--------	---------	--------

は同年4月1日から施行する。

住 宅 課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第21号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「警察学校」の次に「、自動車警ら隊」を加える。第72条第2項第2号を次のように改める。

(2) 児童手当又は子ども手当

第73条第1項中「及び児童手当」を「、児童手当及び子ども手当」に改める。

第150条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「自ら」を「契約人から納品書その他の当該契約に基づく給付の完了を示す書類(以下「納品書等」という。)を徴するとともに、自ら」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事又は予算執行者が特に必要がないと認める場合は、納品書等を徴さないことができる。

第150条第2項中「行なう」を「行う」に、「その他」を「、納品書等その他」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第152条中「関係帳票類にその旨を記録すること」を「納品書等(納品書等を徴さない場合にあつては、納品書等以外の関係帳票類)に給付の完了を確認した旨及び検査年月日を記載し、記名押印すること」に改める。

別表第1の11中「下高井農林高等学校 中野実業高等学校」を「下高井農林高等学校」に、「蘇南高等学校 木曾高等学校」を「蘇南高等学校」に、「県立長野図書館 松川青年の家 須坂青年の家 望月少年自然の家 阿南少年自然の家」を「県立長野図書館」に改め、同表の12中「上田警察署 丸子警察署 望月警察署」を「上田警察署」に、「南佐久警察署 茅野警察署」を「茅野警察署」に、「鑑識課」を「自動車警ら隊 鑑識課」に改める。

別表第2の1の(4)のうち「普通財産貸付簿」を「普通財産(行政財産)貸付簿」に改める。

別表第4の11需用費の項中「示す」を「確認した」に改め、「いう。)」の次に「、納品書等」を加え、同表の12役務費の項中「検査調査」の次に「、納品書等」を加え、同表の13委託料の項中「、入札書」を「、納品書等、入札書」に改め、同表の14使用料及び賃借料の項中「検査調査」の次に「、納品書等」を加え、同表の15工事請負費の項及び16原材料費の項中「、入札書」を「、納品書等、入札書」に改め、同表の17公有財産購入費の項中「権利書の写し、」を削り、「検査調査」の次に「、納品書等」を加え、同表の18備品購入費の項中「検査調査」の次に「、納品書等」を加える。様式第22号中「普通財産貸付簿」を「普通財産(行政財産)貸付簿」に改める。

様式第136号の給料及び諸手当用中 「特例一時金」 を

「子ども手当」 に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

会 計 課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成22年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 山田 隆

長野県公営企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程
企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「規定する休日等」の次に「又は職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第5条の3第1項の規定の例により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間を指定された日」を、「当該休日等」の次に「又は指定された日」を加える。

附則

この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。

経営企画課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成22年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者長野県企業局長 山田 隆

長野県公営企業管理規程第2号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第2号中「(建設中利子及び現金支出を伴わない節以外の節から消耗品費又は備品費への流用を除く。)」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 歳出予算の節の金額の同一目内の他の節への流用のうち次に掲げるもの

- ア 職員給与費に係る流用
- イ 交際費に係る流用
- ウ 1件50万円以上の予算の流用(ア及びイに掲げる流用を除く。)

第41条第1項第2号を次のように改める。

(2) 児童手当又は子ども手当

第42条第1項中「及び児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。

様式第30号の水道料金用を次のように改める。

(水道料金用)

(用紙寸法 往復はがき大)

水道料金収入済通知書 (公)

	振替口座	加入者	
		長野県企業局	

ID	通知書番号	年度	期	No.	納	市町村コード	C/D	
	科目	納付額						C/D

(この収入済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げないでください。)

	使用者番号	管理番号	

年月日発行

使用者名	
	様

年	月分	使用水量 (m ³)	使用料金 (円)

納入期限	年	月	日	収入額	円

領収日付印

上記の金額を領収しました。

<CVS本部控>
取りまとめ局

長野県企業局企業出納員 殿
(水道管理事務所扱い)

水道料金納入書 (公)

様

年月日発行

使用者番号
管理番号
使用者名
様
納入額
円

振替口座
加入者
長野県企業局
取りまとめ局

上記の金額を納入します。

領収日付印

<取扱金融機関保管>
<CVS店舗控>
水道管理事務所

水道料金納入通知書兼領収書 (公)

	振替口座	加入者	
		長野県企業局	(お客様用)

様

年月日発行

下記の金額を長野県公営企業出納(収納)事務取扱店、コンビニエンスストア又は収納委託人へ納入してください。
長野県公営企業管理者 印

	年	月分	納入期限	年	月	日

使用期間 月 日 ~ 月 日

使用者番号	管理番号

使用者名 様

設置場所

用途	口径	検針区分	納入方法	調定
	m/m			

使用水量	m ³
基本料金	円
超過料金	円
	円
納入額	円

上記の金額を領収しました。

領収日付印

<お客様控>
水道管理事務所

附則

この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。

経営企画課

平成21年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第3号

平成21年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則を廃止する規則

平成21年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則（平成21年長野県人事委員会規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第4号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「第7条第1項」を「第5条の3第1項」に、「第5条」を「第4条の8及び第5条」に改める。

第4条の7の次に次の1条を加える。

（超勤代休時間の指定）

第4条の8 条例第5条の3第1項の人事委員会が定める期間は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。次項において「一般職員給与条例」という。）第28条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第5条の3第1項の規定により超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第7条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月における一般職員給与条例第28条第4項（長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第27条及び長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第25条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 一般職員給与条例第28条第1項第1号に掲げる勤務及び条例第2条第9項又は第15条の規定により、あらかじめ条例第2条第7項若しくは第8項又は第15条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて正規の勤務時間を割

り振られ、当該正規の勤務時間中にした勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）第13条第1項又は第18条第1項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第28条第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 一般職員給与条例第28条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第5条の3第1項の規定により1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第5条の3第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定しよう努めるものとする。第5条第1項中「(休日)」を「(条例第5条の3第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第2条 職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第39条の2第1項中「以外」を「の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外」に改め、同項第1号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている」を「一般職員給与条例第19条第2項の規定が適用される」に、「通勤手当に係る支給単位期間」を「定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いもの」に改め、同条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第40条の4の見出し中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「特別料金等」に改め、同条第1項中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「一般職員給与条例第19条第2項に規定する特別料金等（次項において「特別料金等」という。）」に改め、同条第2項中「の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「、第3項（第3号を除く。）及び第4項の規定は、特別料金等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第3項及び第4項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第40条の4第3項を削る。

第41条の2第3項第3号を次のように改める。

(3) 職員が2以上の交通機関等(自動車等を含む。)を利用するものとして一般職員給与条例第19条第2項に定める額の通勤手当を支給される場合において、一般職員給与条例第19条第1項第2号の規定並びに第40条及び第40条の4に定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第41条の3第2項各号列記以外の部分中「普通交通機関等」を「交通機関等」に改め、同項第1号中「定める額の合計額」の次に「、同条第2項に掲げる職員にあつては一般職員給与条例第19条第1項第2号の規定並びに第40条及び第40条の4に定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額」を加え、「普通交通機関等(」を「交通機関等(」に、「すべての普通交通機関等」を「すべての交通機関等」に改め、同項第2号ア中「5万5,000円」を「1箇月当たりの運賃等相当額等と5万5,000円との差額の2分の1(当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円)を5万5,000円に加算した額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)」に、「普通交通機関等」を「交通機関等」に改め、同号イ中「前条第3項第1号又は第2号」を「前条第3項各号」に、「5万5,000円」を「1箇月当たりの運賃等相当額等と5万5,000円との差額の2分の1(当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円)を5万5,000円に加算した額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)」に、「同項第1号若しくは第2号」を「同項各号」に、「普通交通機関等」を「交通機関等」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第41条の5の次に次の1条を加える。

(端数計算)

第41条の6 通勤手当の額を算出する場合において、次に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該額とする。

- (1) 一般職員給与条例第19条第1項第1号に規定する当該1箇月当たりの運賃等相当額と5万5,000円との差額の2分の1を5万5,000円に加算した額
- (2) 一般職員給与条例第19条第1項第1号及び第3号に規定する当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1を5万5,000円に加算した額

第42条に次の1項を加える。

2 一般職員給与条例第28条第3項に規定する人事委員会が定める割合は、100分の25とする。

第42条の3第1項中「勤務日等」の次に「(勤務時間条例第5条の3第1項に規定する勤務日等をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第2項中「一般職員給与条例第29条第1項に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等(以下この項において「休日等」を「休日等又は勤務時間条例第5条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日(以下この項において「超勤代休時間指定日」に改め、「当該休日等」の次に「又は超勤代休時間指定

日」を加え、同条を第42条の5とし、第42条の2を第42条の4とし、第42条の次に次の2条を加える。

(超過勤務手当を支給しない時間)

第42条の2 一般職員給与条例第28条第3項及び第4項に規定する人事委員会が定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第7項本文(市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例(昭和27年長野県条例第69号。以下この条において「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。)の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により勤務時間が割り振られ、一般職員給与条例第29条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等(以下この条及び第42条の5第2項において「休日等」という。)が属する週において休日等に勤務を命ぜられて休日給が支給されることとなる職員 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)第3条第5項に規定する週休日の振替え(次条において「週休日の振替え」という。)又は半日勤務時間の割振り変更(以下この条において「週休日の振替え」という。)により変更された休日等が属する週の勤務時間の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア 38時間45分に当該休日等に勤務した時間を加えた時間以下となる場合 38時間45分を超えて勤務した時間

イ 38時間45分に当該休日等に勤務した時間を加えた時間を超えることとなる場合 当該休日等に勤務した時間に相当する時間

- (2) 勤務時間条例第2条第7項ただし書若しくは第8項又は第15条(市町村立学校職員勤務時間等条例の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により勤務時間が割り振られ、休日等(第42条の5の規定による休日給の支給される日を含む。以下この条において同じ。)が属する週において休日等に勤務を命ぜられて休日給が支給されることとなる職員(第4号に掲げる職員を除く。次号において同じ。) 週休日の振替えにより変更された当該週の勤務時間の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア 38時間45分に当該休日等に勤務した時間を加えた時間以下となる場合 割振り変更前の正規の勤務時間(一般職員給与条例第28条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)を超えて勤務した時間

イ 38時間45分に当該休日等に勤務した時間を加えた時間を超えることとなる場合 割振り変更前の正規の勤務時間の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

(7) 38時間45分以上の場合 38時間45分に当該休日等に勤務した時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を減じた時間に相当する時間

(イ) 38時間45分に満たない場合 38時間45分から割振り変更前の正規の勤務時間を減じた時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間に相当する時間

- (3) 勤務時間条例第2条第7項ただし書若しくは第8項又は

第15条(市町村立学校職員勤務時間等条例の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により勤務時間が割り振られ、その勤務時間が38時間45分に満たない週において週休日の振替等により勤務時間が割り振られた職員(前号に掲げる職員を除く。) 週休日の振替等により変更された当該週の勤務時間の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア 38時間45分以下となる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

イ 38時間45分を超えることとなる場合 38時間45分から割振り変更前の正規の勤務時間を減じた時間に相当する時間

(4) 勤務時間条例第2条第8項(市町村立学校職員勤務時間等条例の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する職員で、38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週の勤務時間が週休日の振替等により変更されたことにより、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第2条第3項に規定する4週間の期間又は同条第4項に規定する4週間を超えない範囲内で定める期間(以下この号において「割振り単位期間」という。)に割り振られた勤務時間が変更された場合において、その勤務時間(割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち前2号に定める時間以外の時間及び休日等に勤務を命ぜられて休日給が支給されることとなる時間を除く。)に38時間45分に当該割振り単位期間に含まれる週の数に乗じて得た時間を超える時間があるもの 当該割振り単位期間における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計時間のうち前2号の規定により算定される時間から当該超える時間を差し引いた時間に相当する時間

(正規の勤務時間外にした勤務から除く勤務)

第42条の3 一般職員給与条例第28条第4項に規定する人事委員会が定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間(勤務時間条例第4条第2項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。)を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第2条第6項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(人事委員会が定める職員を除く。) 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替え(勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。)により週休日(勤務時間条例第2条第6項に規定する週休日をいう。次号において同じ。)に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第2条第8項又は第15条の規定の適用を受ける職員として勤務した者(当該月における週休日(勤務時間条例第2条第8項又は第15条の規定により週休日とされた日)に限る。以下この号において「原週休日」という。)の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。) 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(7) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替え(勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。)により週休日に変更された日

(7) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合

当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合

当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第3号。以下「改正条例」という。)附則第2項に規定する人事委員会が定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 改正条例第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第19条の規定を適用するとしたならば、特定支給単位期間(改正条例附則第2項に規定する特定支給単位期間をいう。以下同じ。)に係る月のうちこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月以後の月に支給を受けることができる通勤手当の額に相当する額

(2) 改正前の条例第19条の規定により算出される特定通勤手当の額(改正条例附則第2項に規定する特定通勤手当の額をいう。以下同じ。)と改正条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第19条の規定を適用するとしたならば算出される特定通勤手当の額との差額を特定支給単位期間の月数で除して得た額に、当該特定支給単位期間の月数のうち施行日の属する月以後の月数に乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)

3 前項の合計額は、施行日の属する月の給料を支給する日に通勤手当として支給する。

人事委員会事務局